

令和7年度 第1回さいたま市特別職報酬等審議会議事録

- 1 日 時 令和7年9月30日（火）午後2時30分～午後3時50分
- 2 場 所 とさわ会館 5階 小ホール
- 3 出席者
 - (1) 委員 新井 通巧 委員（職務代理） 重川 純子 委員（会長）
石川 憲次 委員 島田 壽子 委員
岡村 春香 委員 清水 節男 委員
禿 あや美 委員 持田 光司 委員
小風 明 委員
 - (2) 事務局 総務局長、人事部長、職員課長 外7名
 - (3) 議会局 議会局長、総務部長、秘書総務課長 外2名
- 4 欠席者 高松 佳子 委員
- 5 傍聴者 なし
- 6 審議項目 議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
- 7 議事の経過
 - (1) 委嘱状の交付
 - (2) 市長挨拶
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 事務局等職員の紹介
 - (5) 会長の選出及び職務代理者の指名
 - (6) 審議会運営方法に関する要綱等の説明
 - (7) 審議
議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について
 - (8) 事務連絡
 - (9) 閉会

8 審議内容

- (1) 委員の互選により重川委員を会長に選出
- (2) 重川会長が新井委員を職務代理者に指名
- (3) 審議会運営方法の確認
 - ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<委員名簿・条例等>」に基づき、審議会条例、審議会運営要綱等について説明。

(4) 審議事項

議題 市議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額等について

- ・ 事務局から、配布資料「さいたま市特別職報酬等審議会<第1回資料>」に基づき、審議会の流れ、本市の特別職職員の月例給・特別給等について説明。

【委員の意見・質問及び事務局の説明・回答】

- ・ 今年的人事院勧告では、民間給与との比較において、比較対象を50人以上の事業所から100人以上の事業所に拡大しているが、本市人事委員会勧告も同様に比較対象を拡大する予定か。
⇒勧告前であり拡大するかどうかは承知していないが、既に人事委員会勧告がなされている他の政令指定都市では、人事院勧告と同様に100人以上の事業所を比較対象としている。
- ・ 昨年の本審議会において、給料等の額を改定する際に参考とする給与改定率を、一般職の職員全体ではなく一般職の局長級職員としたので、会議資料6ページの(4)一般職の給与の改定状況の改定率についても局長級職員の改定率を記載していただきたい。
⇒令和6年度の改定率については、既に局長級職員の改定率を記載している。令和7年度の改定率については、局長級職員の改定率を事務局で算出し、次回の審議会資料で提示する。
- ・ 会議資料15ページから17ページまでの政令指定都市の市議会議員の議員報酬額等における、議員報酬月額（月例給）に地域手当は含まれているか。
⇒会議資料2ページの市長・副市長及び市議会議員の月例給・特別給に記載しているとおり、市議会議員に地域手当を支給しておらず、議員報酬月額（月例給）に地域手当は含まれていない。
- ・ 会議資料35ページのさいたま市の財政状況における、20政令指定都市中の順位の捉え方を教えてほしい。
⇒どの項目においても順位が高いほど財政状況が良好であることを示している。

- 会議資料30ページのさいたま市議会議員の所得分布において、議員の所得額に差が生じているのは、年齢や期数によって議員報酬額が変わることか。
⇒議員報酬額は年齢や期数によって変わらず、議長、副議長及び議員の3区分で議員報酬額を設定している。所得額については、市議会議員の議員報酬以外の所得も含めているため、議員によって差が生じている。
- 月例給及び特別給の改定の必要性を審議するにあたり、市政の目標に対する達成率等、成果が確認できる資料を参考として提出していただきたい。
⇒本審議会の会議資料については、審議会に対する提出資料を例示している国からの通知に基づき、作成している。ご要望のあった参考資料については、次回の審議会に提出する。